

綾瀬市教育委員会会議録

令和5年9月定例会

令和5年9月28日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教	育	長	袴田	毅	君	
教	育	長	職務代理者	田中	恵吾	君
委		員	平出	恵子	君	
委		員	亀ヶ谷	由美子	君	
委		員	齊藤	隆訓	君	

事務局職員

市	民	環	境	部	長	永井	裕之	君				
参	事	兼	生	涯	学	習	課	長	中西	忠彦	君	
教	育	部	長	長谷川	裕司	君						
教	育	総	務	課	長	佐藤	三浩	君				
参	事	兼	学	校	教	育	課	長	堺	千津子	君	
学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	比留川	晋一	君
教	育	指	導	課	長	渡邊	倫康	君				

書記

教育総務課総務担当総括副主幹	奥田	墨斗
教育総務課総務担当主事	野尻	裕一

欠席者

参事兼教育研究所長	生駒	美穂	君
-----------	----	----	---

令和5年綾瀬市教育委員会会議9月定例会議事日程

令和5年9月28日（木）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第24号議案	綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等（適正規模・適正配置）に関する基本方針及び適正規模・適正配置の実施に関する方針の決定について
日程第3	第25号議案	令和5年度教育委員会の点検・評価について

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出者はありませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議9月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、齊藤委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第24号議案 綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等（適正規模・適正配置）に関する基本方針及び適正規模・適正配置の実施に関する方針の決定について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願ひいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第24号議案 綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等（適正規模・適正配置）に関する基本方針及び適正規模・適正配置の実施に関する方針の決定について」、ご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、綾瀬市立小学校及び中学校の児童・生徒数の減少や、施設の改築・改修時期を迎える学校が増加する状況に対応し、今後における児童・生徒にとっての良好な学習環境の確保及び円滑な学校運営の維持を行うため、平成23年度に策定された「綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等に関する基本方針」の改定を行い、新たに「綾瀬市立小学校及び中学校の通学区域等（適正規模・適正配置）に関する基本方針」及び「適正規模・適正配置の実施に関する方針」を決定いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により提案するものであります。

これまでの経緯でございますが、令和4年度に有識者による検討委員会を開催し、年6回にわたる検討を重ねてまいりました。

検討委員会では、小・中学校における児童・生徒数や学級数の将来推計をもとに、改築時期を迎える綾北小学校及び綾北中学校について、近隣校を含めた学校規模に係る検討や、特に小規模校化が顕著である土棚小学校、落合小学校、春日台中学校等の学区の再編・統合について検討を行いました。

最終的に検討委員会から提出された意見書及び報告書をもとに、教育委員会事務局で方針案を作成し、令和5年3月の教育委員会会議定例会において、内容について協議をいただいた上で、令和5年6月から7月にかけて、市民等から広く意見を募集するパブリック・コメント手続きを実施いたしました。

パブリック・コメントの実施結果については、議案資料の3ページをご覧ください。

8月の教育委員会会議協議会でご報告させていただいてきたところでございますが、「4 実施結果」のとおり、提出された意見はございませんでした。

方針案の決定を行い、今後は本方針に基づき、児童・生徒にとって良好な学習環境の確保及び円滑な学校運営の維持に関する取組を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第24号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

議案資料の3ページのパブリック・コメントの実施結果について、意見が0件とのことですが、これは9か所の配架があるにもかかわらず0件ということは、見過ごしてはいけないことだと思うのですが、これは方針に同意してもらっての0件なのか、それとも周知不足で0件なのかということと、各会場に配架した資料はどのくらい持ち出されたのでしょうか。また、今回の周知の方法ももう一度確認したいと思います。何か小さい意見でも入っているのであれば、そのことをお聞きしたいと思うのですが。

それと意見募集の期間が約1か月だったのですが、これは何かで1か月と決まっているのでしょうか、それとも延ばせるものなのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

まず、意見提出が0件ということで、配架した資料の持ち帰りがあったかというお尋ねですが、まず配架については、資料の3にございますとおり、1番の学校教育課から9番の図書館までの

場所を使いまして、合計で50部の資料を配架いたしました。その結果、10部の資料が持ち帰られました。

それからパブリック・コメントの期間についてのお尋ねですが、綾瀬市のパブリック・コメント手続に関する指針がございまして、やむを得ない理由がある場合を除き、意見の提出期間については30日以上と定められているため、今回は30日間ということで意見を求めたものでございます。

○教育長（袴田毅君）

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

これは全体で50部のうちの10部が持ち帰られたということよろしいですか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

配架場所ごとに何部という形では把握はしていませんが、1番から9番の全体50部に対し持ち帰りが10部となっております。それ以外には、市ホームページでの周知をいたしました。

○教育長（袴田毅君）

ホームページと配架、その他にはないですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

今回に関しては、ホームページと、資料にございます1番から9番の場所に配架したものでございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

配架の場所ですが、持ち帰りがなかったところに関しましては、他にも目に触れるような場所を追加ということは今後ないのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

先ほどお伝えしました市のパブリック・コメント手続に関する指針に基づき、市ホームページへの掲載、それから情報公開コーナー、行政資料コーナー、実施機関の担当部署の窓口等での配

架ということで、一応このすべてを網羅したような形で行ってございます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

適正規模・適正配置に関して今まで協議を重ねてまいりましたが、この内容が実際に市民の皆さんに伝わるようになってきた時にものすごく反響があると思うんです。

例えば土棚小学校・春日台中学校の周辺地域の方や、子どもたちやその保護者、卒業生など、残念に思う方もいるかもしれませんが、あと北の方では綾北小学校の建替えについても、期待を持たれる方もいると思いますが、卒業生などは複雑に感じられる方もいると思いますので、そういった方々の声がたくさん届くと思うのですが、丁寧に真摯に向き合って、一人でも多く、できればすべての方にご理解いただける対応をしていただきたいと思います。

また、そういった市民の方からの声があった場合の流れというのはあるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

本日をもって方針が決定した後は、市長部局と協力いたしまして、チームを立ち上げたいと考えています。その後はコミュニティ・スクールなどを通して、地域に下りて行くようなことを計画してございます。

○教育長（袴田毅君）

それでは、丁寧に向き合ってくださいというところは、両方ともですね。お願いいたします。

他は、いかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは質疑・討論なしと認めます。

これより第24号議案を採決いたします。

本件を原案の通り決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって本件は原案の通り可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第3 第25号議案 令和5年度教育委員会の点検・評価について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第25号議案 令和5年度教育委員会の点検・評価について」、ご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、効果的な教育行政の推進及び市民への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、令和5年度教育委員会の点検・評価を決定いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第18号の規定により提案するものでございます。

今年度の教育委員会の点検・評価につきましては、5月の協議会におきまして、第2部の2つの点検・評価対象事業についてヒアリングを行い、第1部の内容についてご協議いただきました。

また、取りまとめた自己点検・評価結果について、教育委員会会議6月定例会において、ご協議いただいております。

その後、第三者委員会による検証作業を7月と8月にそれぞれ会議を行い、「第三者委員会の検証結果」をとりまとめ、本日、「令和5年度教育委員会点検・評価報告書」として提案させていただきます。

それでは、別冊の点検・評価報告書の4ページをお開き願います。

4ページからの「教育委員会の事務の点検・評価に当たって」及び7ページからの「第1部」、17ページからの「第2部」の各事業の実績や自己点検・評価結果につきましては、既に6月の定例会でも協議を行い、ご了解をいただいておりますので、本日は「第三者委員会の検証結果」について、ご説明させていただきます。

第三者委員会では、23ページからの「点検・評価対象事業」の2事業、31ページからの「重点取組等」の10事業、45ページからの「その他取組」の37事業についてヒアリング及び意見交換を行い、各事業及び第1部・第2部全体に対する検証結果をまとめていただきました。

それでは、点検・評価対象事業の2事業の検証結果から説明させていただきます。

25ページの最下段、「第三者委員による検証結果」をご覧ください。

「学校における働き方改革の推進」に対する検証結果でございます。

「学校における働き方改革の推進」につきましては、学校閉庁日や留守番電話対応などの取組

に対して、市民の理解を得られるよう広報活動を行ったこと、業務負担軽減のための環境整備を行ったこと、特に校務支援システムの更新にあたっては、全く新しいシステムを導入するのではなく、既存のシステムのバージョンアップを行ったことで、新しいシステムに対応するための労力を削減することができたことなどについて、評価をしていただいております。

また、教育環境の大きな変化に伴い、業務負担が増加していることから、新たな業務を追加せざるを得ない場合は、スクラップ・アンド・ビルドの考えに基づいて、業務量を削減できないかの検討も必要とのご意見をいただいております。

人員体制の面では、教員が本来の職務に専念できるよう、相談員や専科教員など、教員を補佐する人員を増員するなどのご意見をいただいております。

また、働き方改革を推進する上では、教職員の勤務時間管理は極めて重要なことから、決して虚偽報告がないよう、適正な勤務時間管理を徹底するとともに、教職員が働き方改革についてどのように考えているか、アンケート調査等を実施するなど、現場の実態把握に努めるようご意見をいただいております。

続きまして、29ページの中段をご覧ください。

「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に対する検証結果でございます。全小・中学校にコミュニティ・スクールを設置し、地域学校協働活動推進員を配置したうえで、各校のテーマに沿った熟議を行うことができたことについては評価できるとのご意見をいただいております。

また、教育委員会へは、研修会等を通して、上手くいった実践事例などの共有を行い、支援していただきたいとのご意見をいただいております。

地域学校協働活動については、地域学校協働活動推進員が地域の学校支援ボランティアのコーディネーターとしての役割を積極的に担えるように支援していただきたいとのご意見をいただいております。

また、今後の推進に当たっては、コミュニティ・スクールと学校における働き方改革とが矛盾せずに連動できるよう、教員に負担のない活動方法について研究したり、コミュニティ・スクールの目的などについて周知を行い、市民の理解や協力を促したりする必要があるとのご意見をいただいております。

コミュニティは「作るもの」ではなく「できるもの」という考えのもと、学校・地域の双方にメリットがある活動にしていくことで、地域と学校がパートナーとして、地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進することに期待するとのご意見をいただいております。

最後に、第1部・第2部に対する検証結果でございます。

67ページをご覧ください。

学校における働き方改革の推進に当たっては、教育現場では常に新しい対応が求められ、継続しなければならないことが多いにも関わらず、廃止や方向転換する仕事内容は、少ない傾向にあることから、何を新しくし、何を継続し、何を廃止するかを整理することが重要とのご意見をいただいております。

コロナ禍における対応や、GIGAスクール構想による1人1台の学習用タブレット端末の活用も、教員には多くの業務負担増となったことから、今後は、水泳指導の民間委託や部活動の地域移行等の改革は、さまざまな課題を見据えながら、丁寧な議論を重ねつつも、できるだけ速やかに進める必要があるとのご意見をいただいております。

また、教員と保護者がもう少し相互に理解できるような関係性が理想だと考えられることから、学校における働き方改革について理解促進のための啓発を行うなど、相互理解を深める取組を期待されています。

教育委員会だけでは解決できないことについても、関係他課とも連携し、市としてどうしていくのかということを検討したり、県や国に働きかけ、連携したりしていくことを期待するとのご意見をいただいております。

教育委員会といたしましては、いただいたご意見を踏まえまして、今後も、子どもたちのより良い教育環境づくりのため、各施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、本点検・評価報告書の第三者委員会の検証についてでございます。

なお、本日ご審議いただきます点検・評価報告書につきましては、ご決定いただいた後、議会全員協議会でその内容を報告し、併せて、ホームページにも掲載し、市民へ公表してまいります。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第25号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

67ページに「教職員の負担を軽減するためには、子どもたちを真ん中に置き、教員と保護者がもう少し相互に理解できるような関係性が理想だと感じます」と書いてありますが、本当に私もそのとおりだと思います。本当に先生方は、負担がもうピークを超えているのではないかと思いますし、どこの自治体でも教職員のなり手がいないということが、どこでもニュースになっているので、今一番やらなければいけないことは、先生方の負担を少しでも軽減することだと思いますが、その中でも今回スクールサポートスタッフの方、私今回初めて耳にしたのですが、業務

内容を見ましたら、子どもに教えること以外はほとんどサポートしてもらえているので、現在は各校1～2名になっていますが、スクールサポートスタッフの人数を今後増やす方向でいけるのかどうかお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

スクールサポートスタッフの増についてのお尋ねでございますが、今回の国の概算要求を見ましても、国も増やす方向で動いているということを承知しております。

また、令和6年度予算編成等に対する要望書に関しましても、神奈川県市町村教育長会連合会を通じて、スクールサポートスタッフの増員について要望しているところでございます。以上です。

○教育長（袴田毅君）

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

増えると思って大丈夫なのでしょうか。

また、スクールサポートスタッフは、採点業務はできるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

業務例を県が示しておりますが、直接子どもに関わる業務は行えないのですが、採点業務につきましてはスクールサポートスタッフが対応して良い業務の一つになっております。

ただ、実は私が教頭の時に採点をお願いしたことがあるのですが、知っているお子さんがたまにまいたりすると、避けたりした方が良い場面も出てきたりしまして、なかなか難しい場面が出てくることも事実でございます。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

「学校における働き方改革の推進」について、先生の業務の洗い出しをもうされていると思うのですが、それが表になっていけば資料としていただきたいのと、あとやはり話を聞いていると教頭先生にもものすごい負荷がある。先生がいないと自ら教えに行ったりとかですね。そうする

とやはりスクールサポートスタッフの方がカバーできる仕事もあるのではないかと。

そういうことを考えた時に、どういう仕事までカバーしてもらえるのか。また分業ということ考えた時に、やはり表があって、それに対してどの業務が教員免許がないとできないとか、もしそこを洗い出しているようであれば、今後、資料としていただきたいなと思います。

○教育長（袴田毅君）

今、答えられるところはありますか。

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

このスクールサポートスタッフは、導入されました折に、神奈川県スクールサポートスタッフの業務例ということで、一覧で示されたものがございますので、こちらに関しては見ていただけるかと思います。

○教育長（袴田毅君）

平出委員。

○委員（平出恵子君）

意見になるのですが、66ページの第三者委員会による検証結果に、第三者委員さんから非常に貴重な意見をいただけたなと思います。

特に、外国に繋がりのある児童・生徒が、日本語が話せない保護者の通訳として学校を休んで、病院や市役所の窓口に行くとか、そういった生の声を聞くことができましたし、それに対して「市教育委員会だけでなく、市として大人に対しての支援も考えてください」というような、貴重なご意見もいただくことができました。またゼロの日運動についても、「運動自体がマンネリ化に陥っているのではないのでしょうか」というような鋭い指摘もいただきました。活動が長く続くと、マンネリ化とかにも気付きにくい部分もあると思うので、そういった鋭いご意見を真摯に受け止め、今後、改善するところは改善して取り組んでいって欲しいと思います。

○教育長（袴田毅君）

それは意見ということで。

○委員（平出恵子君）

はい。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

質問が一点、意見として一点。

まず質問に関しては66ページの最下段にあるように、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な活用と連携ということで、第三者委員会の方からご意見をいただいております。これまでも何度かお話しして、質問してきたと思いますが、確認を含めて、このスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割、区分け、対応の仕方、そういったものについて教えていただければと思います。

○教育長（袴田毅君）

それはご質問ですね。

教育部長。

○教育部長（長谷川裕司君）

初めに、スクールカウンセラーは心理面ということで、臨床心理士、精神科医など、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する方で、心の専門家として病院等とは異なる立場で児童・生徒へのカウンセリング、教職員・保護者に対する助言等を行っているものでございます。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、福祉面ということになりまして、スクールカウンセラーが児童・生徒の心の問題に注目するのに対しまして、スクールソーシャルワーカーは児童・生徒を取り巻く環境、例えば家庭、児童相談所、学校などと連携して抱えた問題を解決するということで、児童・生徒を取り巻く環境に注目し、問題の解決を図っている役目を持っているという方であります。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

予算面について、市の単独でやっているものと国の方の補助でやっているものがあると理解しています。そのところを詳しくお話しいただけないでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育部長。

○教育部長（長谷川裕司君）

スクールカウンセラーにつきましては、市の配置のスクールソーシャルワーカーが5名、県の配置のスクールカウンセラーが6名の配置になっています。市のスクールカウンセラーにつきましては、そのまま市が負担ということになります。スクールソーシャルワーカーにつきましては、こちらの方につきましては、市の配置が3名、県の配置が同じく3名ということになってございます。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

意見に関してよろしいですか。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理人。

意見ををお願いします。

○教育長職務代理人（田中恵吾君）

スクールカウンセラー等については、確認できました。

第三者委員の皆様からの検証結果の中に、「スクラップ・アンド・ビルドという考えに基づいて業務を削減できないか」というようなご意見をいただいています。

やはり第三者委員会のご意見は真摯に受けとめ、今後、我々の責務として追求していかなければいけないと思います。

先ほどスクールカウンセラーとソーシャルワーカーの財政的な面を確認したのは、そういうところも含めて、今後増やしていくとなれば、必然的に限られた財政の中で、他の事業をスクラップしていかなければ成り立たないと考えています。

先生方の業務量を減らすために一番良いのは、私も人的配置だと思っています。あるいはICTの活用などと思っていますが、やはり、先ほども言いましたとおり、財政面のことも重々考えなければいけないので、このスクラップという部分を今後しっかりと受けとめて、教育委員会としても議論・検討していく必要があると自分は思っています。

時には厳しいことになるかもしれませんが、一度廃止した事業を復活させるということは非常に困難だと理解していますので、このスクラップの部分については今後、増々深い議論をしていかなければいけないと思っています。意見として、以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい。意見として、受け取ってください。

他は、いかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第25号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議 9 月定例会を閉会いたします。

午後 2 時 7 分 閉会